

大野城市広告活用事業実施ガイドライン

平成29年6月5日施行

令和5年8月1日改定

1 趣旨

このガイドラインは、市が民間広告を掲載して実施する事業において、協働事業及び単独事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働事業 市が民間広告を掲載して実施する事業のうち、市が負担する費用を軽減するために市と民間事業者が協働して実施するものをいう。ただし、民間事業者が主体となって実施する事業に市が参加するものを除く。
- (2) 単独事業 市が民間広告を掲載して実施する事業のうち、市が民間広告を直接募集して実施するものをいう。
- (3) 広告媒体 大野城市広告掲載取扱要綱（平成19年要綱第37号。以下「取扱要綱」という。）に規定する広告媒体をいう。ただし、市のホームページは除く。

3 民間広告を掲載して実施する事業

民間広告を掲載して実施する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民等に広く配布する印刷物類（広報啓発のための冊子、パンフレット、チラシ等をいう。）の発行に係るもの
- (2) 市が所有する構造物、市が使用する備品類（物品、機器等をいう。）を導入するもの又はこれらを媒体として広告を募集するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告媒体に広告を掲載することによる市の負担軽減の効果が高いと市長が認めるもの

4 協働事業の実施

市長は、協働事業を実施しようとするときは、大野城市企画競争による業者特定実施要綱（平成20年要綱第32号。以下「実施要綱」という。）第4条の規定に準じて基本方針を作成するとともに、実施要領を定めるものとする。この場合において、当該協働事業の性質により、概算設計額、予定価格及び最低制限価格に係る事項を定めないものとするほか、広告料の納付に係る事項を定めることができる。

5 協働事業の実施等の審議

協働事業を実施するときは、経営会議（大野城市経営会議設置規程（平成18年規程第9号）第1条に定める経営会議をいう。以下同じ。）に付議するものとする。

6 協働事業に係る候補者の公募

協働事業に係る候補者は、原則として公募するものとする。ただし、事業の費用（民間広告を掲載せずに同等の事業を実施した場合の額をいう。以下同じ。）が大野城市財務規則（昭和53年規則第3号）第99条の2各号に掲げる額を超えないとき、及び大野城市競争入札参加資格等に関する規程（平成7年規程第1号）第7条に規定する有資格者名簿に登載されている者（同等の要件を満たすものを含む。）のうち、事業実施可否調査等による実施可能事業者が複数あって、事業実施の公平性が担保できると認めるときは、候補者をあらかじめ指名することができる。

7 協働事業に係る候補者の特定等

協働事業に係る候補者の公募、審査及び特定は、実施要綱第6条から第21条までの規定を準用して行うものとする。この場合において、当該協働事業の性質により、見積書に代えて収支計画書又はこれに代わるものを提出させるものとする。

8 協働事業に係る候補者の特定のための審査委員会の委員の特例

実施要綱第16条の規定に準じて組織する審査委員会の委員は、当該事業において利害関係を有しない者7名以上から選定するものとし、当該事業に係る所管課長、所管部長、経営戦略課長、プロモーション推進課長及び財政課長を含むこととする。

9 協働事業に係る候補者の特定等における特例

前2項の規定にかかわらず、事業の費用が大野城市指名業者等選考委員会設置規程（平成12年規程第15号）別表の随意契約の項第2指名委員会の欄の額の範囲を超えないときは、審査委員会による審査に代えて所管部長が協働事業に係る候補者を特定することができる。

10 単独事業の実施

市長は、単独事業を実施しようとするときは、基本方針を作成するとともに、広告の募集要領を定めるものとする。この場合において、募集要領には、広告料の納付に係る事項を定めなければならない。

11 単独事業の実施等の審議

単独事業を実施するときは、経営会議に付議するものとする。

12 広告募集の方法

広告の募集は公募によるものとし、当該事業に関係する団体への周知を図るとともに、掲載する広告の広告主のうち市内民間事業者がおおむね3分の2以上となるよう努めるものとする。

13 広告の審査

広告掲載の可否は、取扱要綱及び大野城市広告掲載指針（平成29年指針第2号）に定める方法に基づき審査し、決定するものとする。

14 広告料の設定

協働事業における広告料の総額は、次の各号に掲げる当該協働事業の実施に要する費用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内でなければならない。ただし、当該協働事業の性質により、これにより難いと認めるときは、この限りではない。

- （1） 100万円未満 協働事業の実施に要する費用の100分の100から100分の130まで
- （2） 100万円以上500万円未満 協働事業の実施に要する費用の100分の100から12万5千円に協働事業の実施に要する費用の100分の117.5を加えた額まで
- （3） 500万円以上 協働事業の実施に要する費用の100分の100から100分の120まで

15 補則

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は事業の性質を勘案して市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成29年6月5日以降に公募若しくは指名を行う協働事業又は同日以降に広告の募集を行う単独事業について適用する。